

平成29年3月14日

蒲郡市水道事業指定給水装置工事事業者 各位

蒲郡市 上下水道部 水道課長

給水装置工事における盗水防止措置について（通知）

昨今、水道メーターを介さずに給水する「盗水」が疑われる事例が発生しています。盗水は犯罪ですので、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）自らが不正改造等に関与及び幫助することがないように努めるとともに、下記の盗水防止措置を講じていただくようお願いいたします。

記

1 盗水防止措置

- (1) 給水装置工事において、水道メーターが設置されるまでの間は、水道メーターボックス内の止水栓及び副弁を閉め、盗水防止に努めること。なお、水道メーターボックス内の止水栓よりも一次側に止水栓がある場合には、それらも全て閉じておくこと。
- (2) 水道メーター部に一時的に設置する間隔棒は、間隔棒管内がモルタル等で充填されている遮水構造又は有孔等による圧抜き構造とし、間隔棒よりも二次側へ水が流れないようにすること。
- (3) 給水装置工事の完了検査が終わるまで、給水装置の不正改造等による盗水が行われないう給水装置工事主任技術者による技術的な指導監督等職務を徹底すること。

2 適用開始

平成29年3月27日（月）道路取付管設置分から適用

3 留意事項

- (1) 盗水防止措置への対応が不十分な場合は、業務改善策を文書にて報告してもらいます。
- (2) 給水装置工事の完了検査が終わるまでの期間において、盗水が疑われるような不正改造等が確認された場合には、改造の施工及び盗水の実態に関わらず、蒲郡市水道事業指定工事事業者規程により、指定工事事業者の指定の取消し等を行うことがあります。
- (3) 盗水等不正な行為により料金を免れた場合には、蒲郡市水道事業給水条例により、免れた者に対し、免れた分の水道料金を請求するほか、その額の5倍（5万円に満たない場合は5万円）を過料として科すことがあります。また、料金を免れようと不正行為等をした場合でも5万円以下の過料を科すことがあります。
- (4) 盗水の実態が確認された場合には、刑事告訴することがあります。
- (5) 指定の取消し、指定の効力の停止、過料を科す等した場合には、従来の市役所掲示板での貼出しのほかホームページでも公告することがあります。
- (6) 副弁の操作器具がない場合は、ご相談ください。一時的に貸し出します。

担 当 水道課 給水係 成瀬、柴田  
電 話 0533-66-1210、-1130  
ファックス 0533-66-1182